

第 5 8 号議案

足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 6 月 7 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 5 年足立区条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 1 5 年足立区告示第 3 9 号」を「平成 1 7 年足立区告示第 1 6 3 号」に改め、「上沼田南地区地区計画」の次に「（以下「地区計画」という。）」を加える。

第 7 条各号列記以外の部分中「平成 1 5 年足立区告示第 3 9 号に定める」を削り、同条ただし書を次のように改め、同条各号を削る。

ただし、敷地面積が 8 3 . 0 平方メートル未満の住宅で、区長が別に定める壁面の位置の制限に適合するものは、この限りでない。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 2 次の各号に掲げるものについては、前項本文の規定は、適用しない。
 - (1) 外壁面から突出した開口部で床面積として算入されない部分
 - (2) 軒の高さが 2 . 3 メートル以下で、かつ、外壁の後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が 5 平方メートル以内の物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供するもの
 - (3) 軒の高さが 2 . 3 メートル以下である自動車車庫
 - (4) 道路の隅切りに面する建築物の部分で、構造上やむを得ないと区長が認めるもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

上沼田南地区地区計画の変更に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。